

工事監理

◆ 工事監理

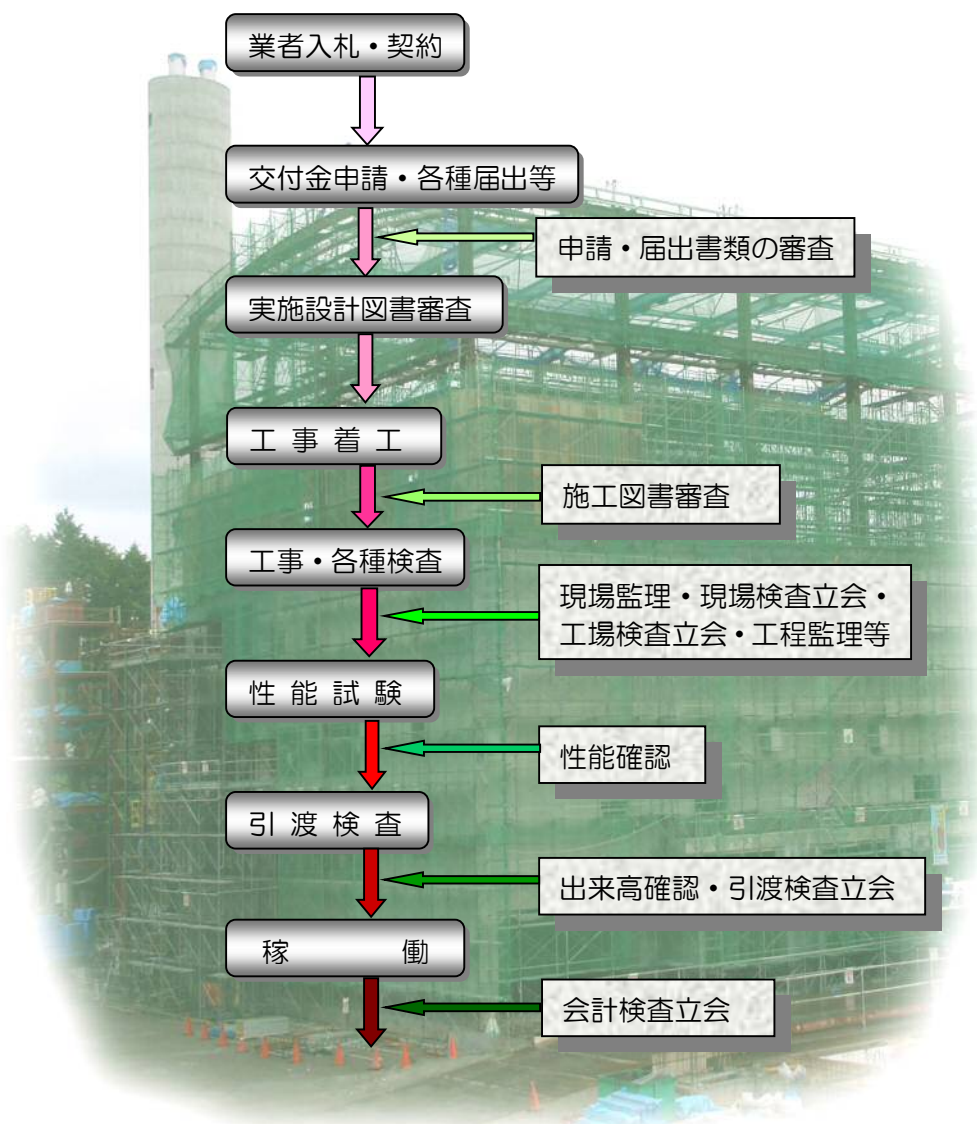
ごみ焼却施設・リサイクル施設・し尿処理施設・火葬場・最終処分場施設などの施設建設は、土木建築だけでなく、プラント設備が密接に関連して専門性の高い事業となります。

よって、計画や設計だけでなく、工事の監理についても専門のコンサルタントが関与し、進めることが重要となります。

工事監理委託された施設は、実施設計され確定した条件に従って監理を進める場合と、性能発注された施設のように基本的要求事項に基づき監理を行う場合があります。

特に性能発注の施設は、工事中の設計協議が頻繁に行われ監理の重要な要素になります。そのため蓄積されたノウハウをもって施工性、経済性、安全性、維持管理性などを十分に考慮しながら、土木、建築、機械、電気等専門の職員が工事監理を致します。

◆ 施設建設と工事監理の流れ



◆ 重点監理と常駐監理

工事監理には重点監理と常駐監理及び複合した監理とがあります。

- ・ 重点監理は、次のような方法があります。
 - ① 工事の内容により工事の要所のみの監理・検査を行う方法。
 - ② 週n回や月n回の定期監理に要所の監理・検査を行う方法。
- ・ 常駐監理は、工事の着工から完成まで現場に常駐して監理を行う方法。
- ・ 複合した監理は、工事の重要なある工事期間のみを常駐監理とし、その他の期間は重点監理とする方法です。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	会計検査
工事期間	着工									完成	
重点監理 ①	●				●			●		●	●
重点監理 ②	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
常駐監理											●
複合	●	●	●						●	●	●

工事監理の比較のための例

◆ ダイオキシン類汚染のある施設の解体工事監理

ダイオキシン類は工業的に製造される物質ではなく、他の物質を合成する過程で副成したり、廃棄物を焼却する際に一定の条件下で生成され、非常に毒性が強い化学物質です。

ダイオキシン類に汚染された施設・設備の解体は、「平成13年4月 基発第401号の2 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従って行わなければなりません。

工事は、作業や周辺へのばく露防止対策を十分に行ったうえで行わなければならず、工事の監理が重要になります。

また、アスベストについても問題になっており、「平成17年2月 石綿障害予防規則」に従って行わなければなりません。

このように施設や設備の解体は従来と違い工期も費用もかかり、交付金の対象事業として行われる事が多く、工事の監理も重要となります。

弊社では、新施設建設、施設改造、施設解体などの工事の監理に多くの実績を持ち、各監理にはエキスパートを配置し専門的な監理・指導・助言を行うことができます。

さらに、弊社コンサルタントは、協議により事業者のニーズを的確に把握するとともに、蓄積したノウハウを基に監理し事業完成を達成しております。